

令和 7 年度

公の施設の指定管理者監査

結果報告書

ふじみ野市監査委員

令和7年度 公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

令和7年度公の施設の指定管理者監査は、次の指定管理施設を監査対象として実施した。

1 ふじみ野市立子育てふれあい広場

- (1) 指定管理者 株式会社明日香
- (2) 所管部課 こども・元気健康部子育て支援課
- (3) 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

2 ふじみ野市立介護予防センター

- (1) 指定管理者 社会福祉法人奉優会
- (2) 所管部課 福祉部高齢福祉課
- (3) 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

第3 監査の範囲

令和6年度及び令和7年度における出納その他の事務の執行で、ふじみ野市が指定した指定管理業務及び指定管理料に係るもの

第4 監査の着眼点

公の施設の指定管理者監査に当たっては、「ふじみ野市監査委員監査基準」及び関係法令に準拠し、指定管理に係る事務執行が目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼に置いた上で、下記項目について検証を行った。

1 指定管理者に対する監査

- (1) 施設は、法・条例等の定めるところにより、適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- (3) 利用料金制を採用しており、かつ、指定管理者が定める場合、料金設定等は適正になされているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

2 所管部課に対する監査

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法・条例等に根拠をおいているか。

- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は、適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し又は指示を行っているか。
- (8) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

第5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、指定管理者及び所管部課から関係資料、証拠書類等の提出を求め、書面監査及び実地調査を行い、それぞれの担当者から説明聴取により監査を実施した。

第6 監査の実施期間

令和7年8月4日から令和7年10月27日まで

第7 監査の概要

1 ふじみ野市立子育てふれあい広場

(1) 施設の概要

施設の所在地	ふじみ野市霞ヶ丘一丁目2番7号 「ふじみ野市サービスセンター内」1階
指定管理導入年月	平成18年9月
施設規模	・構造：鉄骨造 ・階数：地上2階建1階部分 ・延床面積：295.88m ²
施設内容	一時預かり室、つどいの広場、事務室、幼児用トイレ、調理室、授乳室（2室）、休憩・更衣室、前室

(2) 指定管理者の収支

ふじみ野市立子育てふれあい広場は、指定管理料等による収入で管理運営されている。

令和6年度の指定管理者の管理運営費の収支実績額は、収入額30,981,700円、支出額30,888,124円で、差し引き93,576円となっている。自主事業費は、収入額400円、支出額0円で、差し引き400円となっており、管理運営費への充当はされていない。

その内訳は次のとおりである。

ア 管理運営費

収入

(単位:円)

費 目	年 度 計 画 額 (A)	実 績 額 (B)	差 引 額 (B-A)
利 用 料 金	2,150,000	2,572,300	422,300
事 業 収 入	150,000	400	△149,600
指 定 管 理 料	28,163,000	28,409,000	246,000
雜 入	5,000	0	△5,000
自主事業からの充当	0	0	0
収入合計(ア)	30,468,000	30,981,700	513,700

支出

(単位:円)

費 目	年 度 計 画 額 (A)	実 績 額 (B)	差 引 額 (B-A)
人 件 費	24,944,000	22,993,285	△1,950,715
消 耗 品 費	840,000	2,067,517	1,227,517
光 熱 費	770,938	1,085,824	314,886
水 道 料 金	29,062	34,740	5,678
委 託 料	100,000	0	△100,000
賃 借 料	120,000	120,000	0
通 信 費	120,000	160,000	40,000
保 険 料	240,000	68,560	△171,440
修 繕 費	400,000	0	△400,000
事業費(市指定事業)	1,217,000	1,308,198	91,198
一般管理費	1,677,000	3,050,000	1,373,000
その の 他	10,000	0	△10,000
支出合計(イ)	30,468,000	30,888,124	420,124

収支

(単位:円)

費 目	年 度 計 画 額 (A)	実 績 額 (B)	差 引 額 (B-A)
収支(ア-イ)	0	93,576	93,576

イ 自主事業費

収入

(単位:円)

費 目	年 度 計 画 額 (A)	実 績 額 (B)	差 引 額 (B-A)
収入(ウ)	155,000	400	△154,600
支出(エ)	0	0	0
自主事業収支(ウ-エ)	155,000	400	△154,600

(3) 施設の管理及び運営について

子育てふれあい広場は、ふじみ野市立子育てふれあい広場条例（平成18年ふじみ野市条例第4号）に基づき設置され、平成18年に開設されると同時に指定管理者による運営が開始された施設である。市内13箇所ある子育て支援拠点の1つとして、就学前のこどもを育児中の家庭に「遊び」「交流」「相談」の場を提供するとともに、育児に関する「情報の提供」、生後6か月から就学前のこどもが利用できる「一時預かり保育施設」があり、子育て家庭に対する総合的な支援を行っている。

当該施設は、上福岡駅西口のふじみ野市サービスセンター内1階にあるため、利便性が良く買い物のついでに立ち寄りやすい立地である。一時預かり保育に関しては、利用者の増加が認められ、更に、SNSを積極的に活用したイベント情報の発信などの広報活動により、「気軽に」利用できる施設として利用者数の増加が今後も期待できる。

(4) 監査の結果

ア 指定管理者

施設に係る管理運営は、概ね適切であると認められた。

管理面については、新型コロナウイルス感染症の基本的感染対策が緩和された後も、利用者が安心して利用できるように、入館時の検温、体調確認、手洗い依頼対応を継続して実施するとともに、施設内や玩具類の定期的な消毒を実施するなど、感染予防に努めている。一方で、乳幼児が多く利用する「つどいの広場」内の一部に汚れが目立っていたため、所管課と調整し衛生的な施設管理を望むものである。

運営面については、オンライン予約システムやキャッシュレス決済の導入により、利用者の利便性の向上が図られているとともに、スタッフの業務負担軽減が図られている。また、玩具のサブスクリプションサービスを継続利用し、利用者から好評を得るなど、利用者サービスの向上に取り組んでいることが確認できた。また、利用者からの要望を考慮した企業との共同講座の開催、SDGsに基づく洋服交換会の実施、立地を活かした冷蔵ロッカーの設置など、利用者目線による新たな事業展開は評価できるものである。

一方で、収支報告において、金額が「120,000円」のように端数を省いた形で記載されており、帳簿類の数値が正確に反映されていないのではないかと誤解を招きかねない。今後は、帳簿上の数値を正確に反映した報告を行うよう改善を求める。さらに、本社経費が計画額を上回る状況が2年連続で見られることから、計画の精度向上に努めるとともに、増額の理由や根拠について、より丁寧な説明を行うことが望まれる。

今後は、未実施となっている世代間交流などの事業についても、安全・安心な施設環境の整備や利用者の健康対策とともに事業の実施を期待する。引き続き、他自治体での施設における良い事例等、広い視野で本市施設への情報提供や連携を行うなど、他自治体での管理運営の実績を活かした本市施設への取り組みを期待するものである。

イ 所管部課

指定管理に係る事務事業の執行は、概ね適切であると認められた。

施設の設置目的を十分に果たしており、地域子育て支援拠点の1つとして、子育て家庭に対する総合的な支援に結びついていることが確認できた。

つどいの広場内の汚れについては、乳幼児が利用する施設であることからも、サービスセンター施設管理業務の所管課と連携し調整を行い、衛生的な環境整備に努めていただきたい。

今後も、子育て家庭が安心して子育てができるよう、指定管理者との連携を強化しながら、適切な指導、助言を行い、引き続き施設の管理運営に努めていただきたい。

2 ふじみ野市立介護予防センター

(1) 施設の概要

施設の所在地	ふじみ野市霞ヶ丘一丁目5番1号
指定管理導入年月	平成31年4月
施設規模	<ul style="list-style-type: none">構造：鉄骨造階数：地上2階建延床面積：803.30m² (1階：456.14m²、2階：347.16m²)
施設内容	1階：介護予防ホール、機能訓練室、栄養改善室、事務所、シャワー室を含む男女別更衣室相談室、※東入間地区在宅歯科医療支援窓口 2階：交流活動室、※地域包括支援センター、※多目的ホール 屋外：駐車場6台、駐輪場20台

※印は、他の事業者使用部分

(2) 指定管理者の収支

ふじみ野市立介護予防センターは、指定管理料等による収入で管理運営されている。

令和6年度の指定管理者の管理運営費の収支実績額は、収入額41,415,626円、支出額41,866,799円で、差し引き△451,173円となっている。自主事業費は、収入額469,740円、支出額691,013円で、差し引き△221,273円となっており、管理運営費への充当は行われていない。

その内訳は次のとおりである。

ア 管理運営費

収入

(単位：円)

費目	年度計画額 (A)	実績額 (B)	差引額 (B-A)
----	--------------	------------	--------------

利 用 料 金	319,000	326,750	7,750
指 定 管 理 料	40,942,000	40,942,000	0
雑 入	274,000	146,876	△127,124
自 主 事 業 か ら の 充 当	0	0	0
収 入 合 計 (ア)	41,535,000	41,415,626	△119,374

支出

(単位 : 円)

費 　　目	年 度 計 画 額 (A)	実 績 額 (B)	差 引 額 (B-A)
人 件 費	25,201,000	25,878,584	677,584
消 耗 品 費	1,110,000	1,127,869	17,869
光 熱 水 費	2,376,000	1,965,005	△410,995
委 託 料	5,613,000	5,638,880	25,880
賃 借 料	396,000	415,220	19,220
通 信 費	685,000	206,297	△478,703
保 険 料	445,000	664,797	219,797
修 繕 費	320,000	196,110	△123,890
事 業 費 (市指定事業)	100,000	206,751	106,751
公 租 公 課	2,498,000	2,872,386	374,386
一 般 管 理 費	2,566,000	2,364,996	△201,004
旅 費 交 通 費	80,000	94,668	14,668
研 修 研 究 費	50,000	131,450	81,450
広 報 費	25,000	7,706	△17,294
福 利 厚 生 費	70,000	96,080	26,080
支 出 合 計 (イ)	41,535,000	41,866,799	331,799

収支

(単位 : 円)

費 　　目	年 度 計 画 額 (A)	実 績 額 (B)	差 引 額 (B-A)
収 支 (ア - イ)	0	△451,173	△451,173

イ　自 主 事 業 費

収入

(単位 : 円)

費 　　目	年 度 計 画 額 (A)	実 績 額 (B)	差 引 額 (B-A)
収 入 (ウ)	371,000	469,740	98,740
支 出 (エ)	371,000	691,013	320,013
自 主 事 業 収 支 (ウ - エ)	0	△221,273	△221,273

(3) 施設の管理及び運営について

介護予防センターは、ふじみ野市立かみふくおか西デイサービスセンターの閉所

後に施設改修を行い、ふじみ野市立介護予防センター条例（平成30年ふじみ野市条例第27号）に基づき設置された施設である。介護予防の拠点として全ての世代を対象とした地域包括支援体制を構築し、高齢者の介護予防並びに市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的としており、平成31年4月の開設当初から指定管理者制度が導入されている。

当該施設では、介護予防の拠点としての普及啓発及び情報発信に取り組むとともに、ふじみんびんしゃん体操をはじめ、テレビゲームを活用した新しい介護予防事業への取組みや、併設事業所と連携した共同事業により、多世代交流の場としても介護予防について広く事業展開が図られている。

(4) 監査の結果

ア 指定管理者

施設に係る管理運営は、概ね適切であると認められた。

管理面については、感染症対策を継続して実施し、利用者の安全に配慮しながら、介護予防の拠点および高齢者の居場所づくりの観点から多様な事業を開設しており、新規登録者や利用者数の増加は評価できる点である。一方で、稼働率の低い施設も見受けられることから、新規プログラムの開発や、他自治体の指定管理を行っている施設の好事例を参考にするなどにより、稼働率の向上および新規登録者の継続利用促進に努められたい。

運営面については、企業とのコラボレーションによる講座の実施や、利用者ボランティアを活用した新規事業の展開、さらには朝の時間帯を活用した「朝活」により来館者の分散化を図るなど、利用サービスの向上に向けた取組が進められている。

また、新たに実施した利用者懇談会においては、多様な意見を踏まえた見直し・改善が行われており、さらに利用者からの苦情や要望にも迅速に対応する姿勢は、利用者との信頼関係の構築に寄与していると評価できる。

一方で、男性および65歳～69歳の若年シニア層の利用率が低いことが課題と捉えられるため、施設の設置目的を踏まえ、地域に向けた効果的な周知・広報に努められたい。

また、収支報告においては、収入を介護予防センター業務と通所型サービスC業務の委託料に分けて計上しているものの、人件費について業務別の按分が行われていない。今後は、業務別経費の按分を適切に実施するよう改善を求める。

今後も、利用者の視点に立った事業運営を心がけるとともに、利用料金のキャッシュレス決済導入などデジタル化の推進にも積極的に取り組み、65歳前後のシニア世代や男性利用者の利用促進にも努められたい。

イ 所管部課

指定管理に係る事務事業の執行は、概ね適切であると認められた。

施設の設置目的を十分に果たしており、介護予防の拠点として、また、市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることに結びついた事業展開や情報発信が

行われていることが確認できた。

今後も、設置目的に沿った運営が行われるよう、指定管理者との連携を強化しながら、適切な指導、助言を行い、引き続き施設の管理運営に努めていただきたい。

第8　まとめ

令和7年度「公の施設の指定管理者監査」について、監査の着眼点に基づきそれぞれの指定管理者及び所管部課に対し、実地調査、書面監査及び担当者からの説明聴取を行った結果、概ね適切に施設の管理運営及び事務事業が執行されているものと認められた。

今回の監査において指摘した改善事項及び検討事項は、適切な措置を講じ、今後の指定管理業務に活かしていただきたい。

指定管理者制度の趣旨として、施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図ることとされている。

今後も、民間のノウハウを最大限に発揮し、利用者の利便性や安全の確保を行い、より良い施設運営、安定的な経営を図るとともに、両施設ともに課題となっている世代間・多世代交流に対応した多彩な事業の一層の展開を期待する。また、所管部課は指定管理者の業務が適正に行われるよう更なる連携強化に努め、モニタリング、評価等により適正な管理運営の確保に努められたい。